

## 第37回 京都市人権文化推進懇話会

日 時：令和4年8月10日（水）午後3時00分～午後5時15分  
場 所：職員会館かもがわ 中会議室

## 議題 1 : 「京都市人権文化推進計画 令和 3 年度取組実績」について

○水野課長（共生社会推進室）

（資料 1 に基づき、説明）

（委員から事前にいただいた意見に回答）

事前に委員の皆様から質問等を頂戴しておりますので、先に事務局からそちらに御回答させていただきます。

岩井委員からいくつか御質問、御意見いただいております。

まず、認知症サポーター活動促進事業について、認知症の方が、必要な社会支援に繋がることができるようになっており、コーディネーターという役割に重要性を感じる。コーディネーターへの相談はどのような経路で実施されるのか、今後、増員の予定はあるのかをお聞きしたい。

との御質問をいただいております。

こちらの事業につきましては、令和 3 年度から開始した新しい事業でございます。このコーディネーターの制度については、事業の周知に努めているところでございます。

現状としましては、相談を待つのではなく、京都市長寿すこやかセンターで開催しております若年性認知症本人交流会や、センターへの各種相談、区社協との情報共有の中から、本事業に該当すると思われる事案の掘り起こしを行って、コーディネートを行っております。

今後も、コーディネーターが関わる取組を、様々な機会を通じて情報発信をいたしまして、コーディネーターを活用いただけるよう周知を進めて参りたいと考えております。なお、現時点では、コーディネーター 1 名で十分対応できており、増員の予定はないと聞いております。

次に、女性活躍推進事業について、孤立しがちな女性に対して、有効な取組をされていると感じる。より一層の利用のために、気軽にアクセスできる SNS の活用や、休日の対応もあればと思う。

との御意見をいただいております。

相談事業の「つながる相談室」につきましては、ウィングス京都の休館日である水曜日を除く平日と、土曜日での対応となりますが、引き続き、オンラインでの相談も受けて付けております。

「居場所づくり」の取組につきましては、土日での開催も予定をしており、本取組以外の居場所情報として、主に女性支援を行う団体等が行っている市内の

居場所づくりの情報について、引き続き、本市のホームページにおいても広報していきたいと考えております。

次に、ヤングケアラー事業について、調査や啓発活動により、ヤングケアラーの認知が広がって学校現場でも意識することが増えている。しかし、まだ当事者の認識が低い傾向を感じるので、引き続き市民への啓発をお願いしたい。

との御意見をいただいております。

ヤングケアラーの社会的認知度につきましては、前回の懇話会でも報告させていただき、また、今回御指摘のありましたとおり、まだまだ十分な状況ではないと考えており、今年度様々な啓発を行っております。

今年度、学校現場におきましては、5月に全教職員に対して、啓発資料を配布いたしました。また、夏休み前に、小学校4年生以上の全小中高校生に対して、京都府が相談窓口として開設した「京都府ヤングケアラー総合支援センター」のチラシも配布しております。その他、各区役所・支所保健福祉センターや児童福祉センターでの国が作成したポスターの掲示、ゼスト御池でのヤングケアラーをテーマとした人権啓発パネル展の実施等も行っているところでございます。

今後も、府の支援センターのカードサイズでの啓発物などを学校や図書館、児童館などの施設に配架を予定しており、引き続き、社会的認知度の向上に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、心の居場所づくり事業について、学生ボランティアやふれあいアテンダントが活躍されているが研修はどのように実施されているか知りたい。近年SNSで子ども達から大学生に接近することも増え、学生のモラルや専門知識が一層必要と感じる。

との御意見、御質問をいただいております。

まず、学生ボランティアの配置・派遣に当たっては、ボランティアの登録時に、学生に対して事業趣旨、活動内容等の説明を行うとともに、活動時の留意点をまとめた資料、例えば、個人的な連絡先を教えないこと、活動の中で知った個人情報等の取扱い等を留意点として、まとめております。このような資料を配布するなど、ボランティアであっても、教職員の1人である自覚を持ち、子どもたちとの適切な関係を築くことができるよう、事前指導を行っております。

また、コロナ禍により最近では実施できておりませんが、大学教員を招いて集合研修を行い、研鑽を深めております。

ふれあいアテンダントにつきましては、不登校児童生徒への支援に関し、専門

的知識や経験を有する民間のフリースクールに事業委託をして実施しており、必要な研修は、受託事業者において実施しております。

委託契約時には、心理専門職を含む本市の担当者と方針や留意事項など様々な情報や意見の交換を行ったうえで、事業を進めております。

また、定期的に委託先の事業者から事業報告書の提出を受けるとともに、随時双方で連絡を取り合うなど、不登校児童生徒にとって効果的な支援となるよう、連携を密にしながら取組を進めております。

最後に、各事業の啓発に関して、各事業の取り組みでパネル展示をされているが、貴重な資料であるので、事業所や学校に巡回して多くの人に見てもらえると良いと思う。

との御意見をいただいております。

私ども共生社会推進室が所有しているパネルにつきましては、京都市役所前の地下街にあるゼスト御池で、パネル展として活用するほかに、本市の人権啓発サポート制度に基づきまして、市民や企業、団体等に貸し出しを行っております。

現状としましては、年間10回程度、各区役所などに貸し出しを行っている程度で、民間企業等に貸し出した事例は、ごくわずかでございますが、御指摘のあった事業所や学校につきましても、共生社会推進室におけるパネルの使用期間以外であれば、学校や事業所にパネルを貸し出すことは可能であるので、機会を捉えまして、広報していきたいと考えております。

以上が事前にいただきました御意見、御質問でございます。

#### ○薬師寺座長

御意見、御質問をいただきました委員の方、ありがとうございました。

それでは、引き続き、関連質問あるいは新しい論点で構いませんので、遠慮なく御質問、御意見ございましたら、お願いします。

#### ○岩井委員

丁寧にお答えいただき、ありがとうございます。

今回説明していただきました内容で、私が疑問に思っていたことは納得できました。また、私自身も色々と相談事業に普段関わっておりますので、本日お聞きしたことを生かして、必要な情報を必要な方にお伝えしていきたいと思います。

#### ○薬師寺座長

認知症サポーター活動促進事業について、資料1の3ページ※1にあるように、認知症サポーターの養成講座の受講者数が13万人を超えており非常に多く感じます。今後、高齢化社会になるにつれて、認知症となった方々のご家族や子どもたちが認知症サポーターになっていかなければならないといった事態が起こると思われませんが、講座を卒業した人や講座を受講した人とコーディネーターとの関係は、将来的にどのようなものを目指そうと考えているのか、プランなどがあればお聞かせ願いたい。

#### ○水野課長

認知症サポーターの受講者数が13万人ということで、市内全域、色々なところで京都市の養成講座を受けていただいて、認知症サポーターの活動を行っていただいているところがございます。通常、認知症の当事者がおられる地域において、コーディネーターは、認知症サポーターと当事者をつなぐといった形で活動していただいております。認知症サポーターは、当事者をサポートしていく役割を担っております。

また、コーディネーターは、当事者の方の思いを聞いて、認知症サポーターや有識者である専門の方、地域の方と連携してコーディネートを行い、当事者の方の思いを実現していく役割だと聞いております。

#### ○玉置副座長

資料1の6ページの再犯防止推進事業につきまして、更生支援相談員を新たにどこに配置したのかお聞かせ願いたい。

また、様々な事業に取り組む団体に対しても補助金を創設したとのことですが、これの継続性につきましてもお尋ねしたい。

事業の中で、様々な情報共有や相談であったりと、いろいろなネットワークを構築し、様々な支援をなさっていると思うのですが、実態としては、環境整備が整ってきたということと、もう一つは、対象者の方の居場所づくりや、社会参加に繋がったと言うような成果があったとのことですが、具体的に、これからの再犯防止推進事業の取組について、様々な要因を踏まえて地域生活が定着するようにサポートしていくには、難しい問題に直面したり、時間がかかると考えております。

そのようなことを踏まえて、資料の中で、適切な支援につながったケースがあるとの記載がありますが、どの程度の期間、どのような内容の支援を行ったことで、資料にあるような成果につながったのか、また、再犯防止の取組の今後の展開について、支障のない程度でお尋ねしたい。

「再犯防止」は、京都市人権文化推進計画の令和元年度改訂時に、これまで「その他の課題」の一つであったものを、単独の「重要課題」に掲げ、重点的に取り組んでいくこととなった人権課題です。事例を知ること、この課題の重要性をより深く理解できると思いますので、是非とも、御検討いただきたい。

#### ○水野課長

再犯防止に関係する出所者の方などに、どのようにして社会に戻っていただき、やり直していただくかというのは非常に難しい問題であるため、様々な関係機関との連携は必要であると考えております。

御質問のありました、更生支援相談員の配置場所につきましては、本市に配置しており、更生支援相談員に刑事司法関係機関と、福祉関係機関などの施設とをつなぐ役割を担っていただいております。

また、適切な支援につなげたケースにつきましては、本市の更生支援相談員が過去に更生保護施設での勤務経験がある方であり、対象となる出所者の方の事情を把握していただいたうえで、関係機関につないだと聞いております。

御質問のありました、適切な関係機関につなげたケースで、どの程度の期間、どのような内容の支援を行ったかなどにつきましては、担当部署に確認したうえで、御回答させていただきます。

#### ○寺井室長

玉置副座長からの御意見、御質問に関しまして、まず再犯防止の関係につきまして、水野課長が申し上げたように非常に重層的で難しい問題を含んでおりますけれども、まず、ここで申し上げ、提示させていただいておりますように、更生支援相談員を設置したということは、大きな一歩であったと考えております。

ただし、それだけで、すべてが前に進むというわけではなく、いろいろな関係機関、保護司の皆様であるとか、あるいは就労支援の機関、あるいは生活保護を含めたセーフティーネットの関係機関、そういった関係機関と連携を密にして、取組を前に進めていくということが、少しでも再犯防止につながると思いますので、行政としてもできるだけ努力を重ねていきたいと考えております。

また、最初にお話のありました認知症サポーターの関係ですが、これにつきましても、コーディネーターを配置しましたが、これだけではなく、当然、民生児童委員や、京都市独自の制度でございます老人福祉員、あるいは社会福祉協議会、こういったところの関係機関とさらに連携をとりながら、社会全体として、認知症の方が、住みなれたところで安心して暮らせるような取組を進めていくというような観点が必要であり、重要であると思いますので、各関係局と意見を交換しながら、本日いただきました御意見を踏まえて、今後、取組を進めていきたい

と考えております。

○玉置副座長

資料7～8ページの文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業におけるアートとのコラボにつきまして、基盤づくりを新規に取り組んだとのことですが、なかなか人権というのは非常に難しいというようなイメージがどうしても付きまとうのですが、やはり、私たちいろいろなところを歩きますと、人権を、いわゆる苦しいもの探しだけで終わらせるなというような言葉も耳にします。

日常生活のあらゆる場面で気づくような人権、人の大切さというようなものについて、難しいという感覚ではなくて、アートを通して知るということは、非常に重要な啓発のツールになっていくと思われまます。

このため、以前にもLGBTに関するしおりについて、非常に分かりやすく良かったと申しあげましたことと同様に、資料の中にある「はなのちるちる」のようなものが、年代幅広く、様々な分野において活用できるのではないかと思いますので、文化芸術が持つ特性をしっかりと生かせるように、今後も引き続き、文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくりの事業を進めていただきたい。

○井川委員

再犯防止が重要な人権課題であることは理解していますが、やはり、「犯罪被害者及びその家族」の人権も重要であることは、忘れてはならないと考えています。犯罪被害後も、心身の不調や苦痛、捜査等の負担や理解不足などに傷付き苦しむ二次的被害の問題もあります。

また、矯正施設に入らない起訴猶予者に対する再犯防止の取組も重要であるとと考えております。

○水野課長

今回は、令和3年度の主な取組の一つとして、「再犯防止」の取組を報告しましたが、「犯罪被害者及びその家族」の人権の重要性は、御指摘のとおりです。

本市でも、人権文化推進計画において「犯罪被害者及びその家族」の人権を重要課題の一つに掲げ、取り組んでいるところです。

○安井委員

女性の活躍推進事業につきまして、コロナ禍で不安を抱える女性のための「つながる相談室」とのことですので、相談員は女性活躍推進という観点からも、や

はり女性の相談員が相談を受け付けることが多いと考えますが、実際は、男性、女性のどちらの方が相談を受け付けることが多いのでしょうか。仮に、男性の相談員ばかりであるとのことであれば、女性の相談員を多く配置した方が、より相談しやすくなると思います。

○北條部長

本事業における「つながる相談室」につきましては、有資格者の女性相談員が丁寧に、お話しに寄り添いながら相談を受けております。

## 議題 2：令和 3 年における人権侵害事件の状況について

京都地方法務局 来間人権擁護課長から、人権侵害事件数の推移、人権侵害事件における全国及び京都府の傾向を紹介するとともに、インターネット上における人権侵害への対策、法務局における子どもの人権に関する相談対応などについて説明

(以下、質疑応答)

○水野課長

事前に岩井委員から質問等を頂戴しておりますので、先に事務局からそちらに御回答させていただきます。

一つ目は、学校でのいじめは、新しい生活様式やソーシャルディスタンス等で一時減少していたが、授業や行事が再開すると、言葉による嫌がらせ・いじめが再び増えてきた。指導をすると大人の目が届かないところに移行し、発見しにくくなっている。

との御意見をいただきました。

この点に関しまして、本市では、全市立学校において、「学校いじめの防止等基本方針」を策定し、ホームページに掲載するなど、いじめの問題について啓発するだけでなく、いじめの記名式アンケートを年 2 回実施するとともに、丁寧な聴き取りを実施する等、積極的ないじめ認知と組織的対応に努めています。

今後も「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を教職員で徹底し、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権、絆を大切にする学級づくり等いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、きめ細やかないじめ対応の取組を進めていきたいと考えています。

二つ目に、児童虐待もなかなか減少しないが、最近子どもから SOS が出るようになったと感じる。これまでの取り組みの成果と思う。ただその中で子ども

から SOS が出にくいものがネグレクトと面前DVであり、保護者と子どもの両者に認識にズレがあるため改善につなげていくことが難しい。

との御意見をいただきました。

この点に関しまして、平成16年の児童虐待防止法の改正により、子どもの見ている前で、夫婦間で暴力を振るう面前DVは子どもへの心理的虐待に当たることが明記されたこと等もあり、京都市において、過去5年間でもネグレクトと心理的虐待の認定件数が約1.8倍（29年度：883件→令和3年度：1,577件）となっており、一定の周知が進んできたと考えられます。

一方、委員の御指摘のとおり、保護者と子どもの認識にズレがあることも課題であると認識しており、今年度開始する予定のSNSによる相談も含め、子どもが相談できる窓口の周知に努めていきたいと考えています。

最後に、子どもの人権に関する相談に関しまして、いじめや虐待など子ども自身が人権に関する困りを相談する際、「人に知られたくない」「信じてもらえないかも」という不安がつきまとうことが多いので、そうした配慮ができる外部の相談機関はありがたい。学校や関係機関と連携して解決につなげていただければと思う。

との御意見をいただきましたが、この点に関しましては、先ほど、來間課長から、学校や関係機関と連携して対応していることについて、御報告いただきました。

#### ○岩井委員

いじめのアンケートについて、「記名式のアンケートだと書きづらい」という子どもがいると思いますので、子どもの人権に関する相談に関して、「SOSミニレター」など色々な形で、声が出せる環境があるのは、大変ありがたいと感じています。

#### ○前田委員

人権相談件数のうち、侵犯事件としての認定の割合が、京都は全国と比較しても高い方だと思いましたが、何か要因はあるのでしょうか。

#### ○來間課長

人権相談の内容に応じて、人権侵犯事件として認定しており、結果として、そのような割合になったと認識しています。

○前田委員

インターネット上の誹謗中傷等の書き込みに対して、これまでから、法務局が、被害者に代わって、サイト管理者に対して削除要請を行う場合もあるという説明がありましたが、プロバイダ責任制限法改正後は、「投稿者の特定」も、法務局の措置の中で行えるようになるのか、そこは、被害者が行う必要があるのでしょうか。

○來間課長

「投稿者の特定」については、裁判手続きの中で行われるものですので、弁護士に依頼するなど被害者ご本人に行っていただくこととなります。

法改正後も、法務局が、そこまで関与できるスキームにはなっていません。

○井川委員

コロナ禍で、学校では、生徒にタブレット端末等が配られて、インターネット上のやりとりの中でのいじめも起こっています。年齢層を見ると、特に中学生が多いが、いじめをした本人は、ただ悪口を言っただけで、「いじめ」という認識もないということもありますので、子どもの「いじめ」に対する認識にも課題があると思います。また、インターネット上のことなので、親も確認できないという状況があります。

更に、最近では、子どもが何らかの被害に遭っても、大人に相談しようという気持ちも薄くなっているように感じられ、子どもと大人のコミュニケーションにも課題があるように思いますので、そういったことへのアプローチも必要であると考えています。

○來間課長

法務局では、幼稚園や学校等からの要請を受けて、人権擁護委員が、人権の大切さについて話に行く「人権教室」を実施しています。また、「スマホ人権教室」というものも実施しており、スマホの危険性や、スマホへの書き込みが安易にできる環境の中で、それが人権侵害につながるといったことを、人権擁護委員が、子どもたちに伝えており、こういった人権教室等の取組を通じて、子どもたちの人権意識を育んでいきたいと考えています。

○水野課長

京都市でも、インターネットは、便利な反面、一旦書き込んでしまった情報は、拡散され容易には削除できないなどの危険性も孕んでいることを踏まえ、市民ひとりひとりが、不特定多数の人が閲覧していることを常に意識して、他人を傷

付ける情報や間違った情報を発信しないなど、ルールやモラルを守った正しい利用に向けた啓発に取り組んでいます。昨年度は、啓発動画を作成し、本市ホームページに一定期間掲載することで、市民が好きなタイミングで閲覧できるように取り組みました。

また、学校においても、全ての学校ではありませんが、インターネット利用に起因する様々な問題を予防・解決するため、子どもたちが主体的に課題を理解して自ら解決策を考える授業プログラムを実施しています。小学生の間は、子どもが親と授業内容を共有し、話し合うようにしていますが、中学生になると、なかなか親と授業に関して会話するご家庭は少ないと思われまので、こういった授業を生徒に行ったことは、学校から保護者に通知し、共有するなど、発達段階に応じて、取り組んでいるところです。

#### ○松田委員

インターネット上において、民間企業や従業員に対する誹謗中傷、従業員へのネットを介したストーキングなども起こっていますが、被害を受けた企業が、プロバイダに対して書き込み等の削除を要請しても、対応されるのは40%ぐらいです。

先ほどの報告の中で、法務局からの削除要請では、肌感覚ではありますが、60%ぐらいとあり、公の機関が要請を行う意義は大きいと感じました。

#### ○松波委員

障害のある人への差別に関しては、各自治体に障害者差別解消法に基づく相談窓口がありますが、窓口を知らない、あるいは、自治体の窓口には、相談しにくいといった場合もあると思いますので、法務局に人権相談の窓口があり、聴覚障害のある方にとっては、インターネットによる相談も受け付けられているのは、よいことと思いました。

障害の種類や状況も様々なので、差別の解消に向けては、事例を蓄積していくことが重要であると思います。各自治体では、相談事例の点検等も行われて、国にも共有されていると思いますが、法務局で受けた障害者差別に関する相談事例については、共有されているのでしょうか。

#### ○來間課長

法務省が参加する全国的な会議の中で、フィードバックされるなど、共有が図られていくと認識しています。

### 議題3：令和4年度LGBT等性的少数者の人権尊重施策の進捗について

○水野課長（共生社会推進室）

（資料3に基づき、説明）

（委員から事前にいただいた意見に回答）

事前に委員の皆様から質問等を頂戴しておりますので、先に事務局からそちらに御回答させていただきます。

岩井委員から、性に関する感覚は個人差があり共感的に理解できると思うので、身近に感じられる取り組みが増えると良いと思う。最近、小学生中学生から性の違和感について相談されることも増え、「当事者の話を聞いてみたい」という時があります。京都まあぶるスペースでの取り組みに子どもが参加することがあるのでしょうか？子どもたちの関心は高いので、その年齢層に向けての取り組みを関係機関が連携しながら、考えていただけたらと思う。

との御意見をいただきました。

京都まあぶるスペースは、自身の悩みを話すだけでなく、ほかの参加者や、当日の運営を担っている当事者団体のスタッフから、性に関する悩みや経験談を聞いて、共有できる場になっています。また、京都まあぶるスペースの参加者には、当事者団体が開催する居場所づくりのチラシ等も配付するなど、京都まあぶるスペースを拠点として、当事者団体とつながる機会の創出にも努めています。

小中学生に対する周知については、課題の一つと認識しています。京都まあぶるスペースでも、23歳以下の方に限定した回を設けていますが、参加者は大学生が中心となっています。京都市南青少年活動センターにおいて、「にじーず」という当事者団体が、10代から23歳までのLGBTの人あるいは、そうかもしれないと感じている人が集まれる居場所づくりを開催しており、こちらは、小中学生の参加もあると聞いております。そういった情報を、京都市のホームページで掲載することも検討してまいります。

○玉置副座長

パートナーシップ宣誓制度に関しては、さらに都市間連携が進められており、非常にご尽力をいただいている感がしています。

今年度、「アライ」を可視化する取組や、企業向けの講座等も行っていかれると思いますが、小学校中学校では、人権教室でも、このテーマでのお話の要請がありますので、少しずつ認知度が上がっていると感じています。

一方、福祉サービスや医療サービスを受けられる方々、例えば、身体介護を必要とされる方の中にも、当然、セクシュアリティに悩みを抱えている方はおられると思いますので、福祉サービスを提供している事業者や支援を行う方々

が理解しておく必要があると考えており、関係機関等が集まる場で、この課題について知ってもらう機会を作ることも大切であると思います。

(以上)